

(証券コード 7604)

2025年7月14日

株 主 各 位

福岡県久留米市天神町146番地
株式会社 梅の花グループ
代表取締役社長COO 鬼塚 崇裕

第46回 定時株主総会招集ご通知

拝啓 日頃より格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第46回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載しておりますので、以下のウェブサイトアクセスのうえ、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

当社ウェブサイト <https://www.umenohana.co.jp/investor/>

（上記ウェブサイトアクセスいただき、「第46回 定時株主総会招集ご通知」及び「第46回定時株主総会招集ご通知に際しての電子提供措置事項（交付書面非記載事項）」をご確認ください。）

東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show>Show>

（上記の東証ウェブサイトアクセスいただき、「銘柄名（会社名）」に「梅の花グループ」又は「コード」に当社証券コード「7604」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知/株主総会資料」欄よりご確認ください。）

なお、当日ご出席されない場合は、書面（郵送）又はインターネットによって議決権を行使することができませんので、お手数ながら株主総会参考書類をご検討のうえ、2025年7月28日（月曜日）午後5時30分までに議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

【書面（郵送）による議決権行使の場合】

本招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、上記の行使期限までに到着するようご返送ください。

【インターネットによる議決権行使の場合】

当社の指定する議決権行使サイト（<https://evote.tr.mufg.jp/>）にアクセスしていただき、本招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙に表示された「ログインID」及び「仮パスワード」あるいは「ログイン用QRコード」をご利用のうえ、画面の案内に従って、議案に対する賛否を上記の行使期限までにご入力ください。

なお、インターネットによる議決権行使に際しましては、3頁の【インターネットによる議決権行使のお手続きについて】をご確認いただきますようお願い申し上げます。

敬具

記

1. 日 時 2025年7月29日（火曜日）午前10時
2. 場 所 福岡県久留米市六ツ門町16-1
ホテルニュープラザ久留米 3階 筑紫の間

3. 会議の目的事項

報告事項

1. 第46期（2024年5月1日から2025年4月30日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第46期（2024年5月1日から2025年4月30日まで）計算書類報告の件

決議事項

- 第1号議案 剰余金処分の件
第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）7名選任の件
第3号議案 監査等委員である取締役4名選任の件

以 上

ご出席の株主様へのお土産及び会場でのお茶のご用意はございません。

- ~~~~~
- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら本招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- ◎書面（郵送）により議決権を行使された場合の議決権行使書において、議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとしてお取り扱いいたします。
- ◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、前頁に記載のインターネット上の当社ウェブサイト及び東証ウェブサイトにおいて、その旨、修正前及び修正後の事項を掲載させていただきます。
- ◎書面交付請求をいただいた株主様には、電子提供措置事項を記載した書面を併せてお送りいたしますが、当該書面は、法令及び定款第15条第2項の規定に基づき、次に掲げる事項を除いております。
- ① 連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」「連結注記表」
 - ② 計算書類の「株主資本等変動計算書」「個別注記表」
- したがって、当該書面に記載している連結計算書類及び計算書類は、会計監査人が会計監査報告を、監査等委員会が監査報告を作成するに際して監査をした対象書類の一部であります。

【インターネットによる議決権行使のお手続きについて】

インターネットにより議決権を行使される場合は、下記事項をご確認のうえ、行使していただきますようお願い申し上げます。

当日ご出席の場合は、書面（議決権行使書）またはインターネットによる議決権行使のお手続きはいずれも不要です。

記

1. 議決権行使サイトについて

- (1) インターネットによる議決権行使は、パソコンまたはスマートフォンから当社の指定する議決権行使サイト（<https://evote.tr.mufg.jp/>）にアクセスしていただくことによるのみ実施可能です。（ただし、毎日午前2時30分から午前4時30分までは取り扱いを休止します。）
- (2) インターネット接続にファイアウォール等を使用されている場合、アンチウイルスソフトを設定されている場合、TLS暗号化通信を指定されていない場合、proxyサーバーをご利用の場合等、株主様のインターネット利用環境によっては、ご利用できない場合もございます。
- (3) インターネットによる議決権行使は、2025年7月28日（月曜日）午後5時30分まで受け付けいたしますが、お早めに行使していただき、ご不明な点等がございましたらヘルプデスクへお問い合わせください。

2. インターネットによる議決権行使方法について

(1) パソコンによる方法

- ① 議決権行使サイト（<https://evote.tr.mufg.jp/>）において、議決権行使書用紙に記載された「ログインID」及び「仮パスワード」をご利用いただき、画面の案内に従って賛否をご入力ください。
- ② 株主様以外の第三者による不正アクセス（“なりすまし”）や議決権行使内容の改ざんを防止するため、ご利用の株主様には、議決権行使サイト上で「仮パスワード」の変更が可能です。
- ③ 株主総会の招集の都度、新しい「ログインID」及び「仮パスワード」をご通知いたします。

(2) スマートフォンによる方法

- ① 議決権行使書用紙に記載の「ログイン用QRコード」をスマートフォンにより読み取ることで、議決権行使サイトに自動的に接続し、議決権行使が可能です。（「ログインID」及び「仮パスワード」の入力は不要です。）
- ② スマートフォン機種によりQRコードでのログインができない場合があります。QRコードでのログインができない場合には、上記2.（1）パソコンによる方法にて議決権行使してください。
※QRコードは(株)デンソーウェブの登録商標です。

3. 複数回にわたり行使された場合の議決権の取り扱い

- (1) 書面（郵送）とインターネットにより重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使の内容を有効としてお取り扱いいたします。
- (2) インターネットにより複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。

4. 議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用について

議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用（インターネット接続料金等）は、株主様のご負担となります。

以 上

システム等に関するお問い合わせ

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部（ヘルプデスク）

・電話 0120-173-027（受付時間 9:00～21:00、通話料無料）

事業報告

(2024年5月1日から2025年4月30日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 企業集団の事業の経過及びその成果

当連結会計年度における我が国経済は、雇用や所得環境の改善、各種政策の効果を背景に、景気は緩やかな回復傾向にあり、引き続き景気回復を下支えすることが期待されるものの、米国の通商政策の影響による景気の下振れリスクが高まりました。さらに、国内における米不足による米価上昇をはじめとする、物価上昇圧力の継続が消費者マインドの冷え込みや、金融、資本市場の変動等の影響にも一層注意が必要な不安定な状況が続いてきました。

外食業界におきましては、経済活動の正常化や訪日外国人の増加により、顧客の来店は回復傾向にあります。また、多くの飲食店で価格改定等が実施され、売上高は持ち直しを見せております。しかしながら、物価の高騰、物流費、水道光熱費、人件費の上昇、さらには慢性的な人手不足によるコスト上昇圧力が続いております。こうした経営環境に対処不能となった企業の倒産や廃業の増加により、2024年の飲食店の倒産件数が過去最多を更新されました。ファストフードやデリバリーに強みを持つ業態は堅調に推移する一方で、居酒屋業態等では回復が鈍い傾向にあり、業態による明暗が鮮明となっております。

百貨店業界におきましては、経済活動の本格的な再開と訪日外国人の増加を背景に、ラグジュアリーブランドや化粧品、宝飾品といった高額品が好調に推移し、免税売上も過去最高水準を記録する等、都市部を中心に売上高が回復傾向を示しておりました。一方で、年明け以降は円高進行や物価上昇による実質購買力の低下、インバウンド消費の一巡による反動減等も見られ、一部の月では前年割れとなる等、業績の伸びに減速傾向が表れております。

当社グループでは、事業部門の組織運営力の強化、DX推進による管理業務の効率化及びセントラルキッチン生産性向上に伴う収益増加に引き続き取り組むと共に、物価高騰の影響を考慮した賃上げを実施いたしました。

サステナビリティ活動として、各部門で取り組んでいる活動を全社的に進めるため、サステナビリティ委員会を設置いたしました。引き続き、久留米、京都、佐野のセントラルキッチンにおいて、排出された食品残渣の発酵分解による生成物を原料とした肥料を使用して、生産者が栽培した農作物の規格外品を含めた全量を当社が買い取る循環型リサイクルシステムの運用を継続しております。イソフラボン含量が高く、外観品質に優れた大豆「ゆきぴりか」の栽培契約を北海道の生産者と継続し、原材料の安定確保に努めております。また、生産者の方々を「湯葉と豆腐の店 梅の花」に招待し、ご自身が栽培した「ゆきぴりか」で製造した豆腐等を味わいながら意見交換をする等、良好な関係を維持してお

ります。

リブランディングに向けた取り組みとして、梅の花グループの存在意義を“花咲く、食のひとときを。”を提供することと定め、ロゴマークを一新いたしました。また、現状の商号である「株式会社梅の花」は「湯葉と豆腐の店 梅の花」のイメージが強く、多様な業種・業態を展開している実態に合わせるため、臨時株主総会にて、2025年5月1日付で「株式会社梅の花グループ」へ商号変更することを決議いたしました。日本文化を感じられる設え、心と体にやさしいこだわりの食事、ホスピタリティと共に、お客様に感謝の気持ちを込めた「食のひととき」の提供により、企業イメージと企業価値の向上に引き続き努めてまいります。

また、外食事業及びテイクアウト事業においては、株主様を対象とした試食会及び京都セントラルキッチンの見学会を通じて、株主様のご意見を企業経営や商品開発等に反映することに継続して取り組んでおります。

お客様との接点強化においては、インフルエンサーを店舗に招待し、SNSを通じて梅の花グループ情報の発信を強化するとともに、映画製作会社とのコラボ企画や、「まぐろの解体ショー」等、集客力の強いイベント企画を継続、認知度の向上による新規顧客の獲得に努めております。また、梅の花グループ公式アプリ「うめのあぶり」と当社オンラインストア「通販本舗 梅あそび」の連携やテイクアウト店舗におけるデジタルスタンプカードの発行、アプリ内でのクーポン配信や告知、会員に向けた特典の情報発信等、アプリ機能強化により、当社グループ内の業態を越えた既存会員の回遊性と来店頻度の向上に努めております。

以上の結果、当連結会計年度の売上高は294億40百万円（前期比98.7%）となり、水道光熱費と修繕等の一時費用の増加により、営業利益は5億50百万円（前期比67.2%）、経常利益は3億88百万円（前期比52.6%）、親会社株主に帰属する当期純損失は3億83百万円（前期は親会社株主に帰属する当期純利益10億20百万円）となりました。

セグメント別の業績は、次のとおりであります。

（外食事業）

外食事業におきましては、売上高168億99百万円（前年比99.4%）、セグメント利益9億32百万円（前期比100.1%）となりました。

季節ごとの旬な食材を使用した懐石等のメニューや季節ごとのテイクアウト商品の販売強化、集客のためコロナ禍前に実施していた、忘新年会企画・創業祭企画等、各種イベントの強化をいたしました。加えて旅行会社との提携、訪日客に合わせたヴィーガン対応メニューのWEB告知や、湯葉と豆腐とともに魚介や肉を取り入れた高付加価値の懐石を新たに導入し、インバウンド需要の対応に引き続き努めております。また、賃上げや、食材、水道光熱費の高騰対策として、価格改定やメニューの一部変更を実施いたしました。

2025年3月に「東京ソラマチ」の31階に「熊本あか牛 しゃぶしゃぶ 甲梅」をオープンいたしました。従来の「海産物居酒屋 さくら水産」2店舗を、豊洲市場直送の新鮮な魚介類を手軽に楽しめる居酒屋「魚がイチバン」にリニューアルオープン、「すし半 玉

造店」を旬の魚と美味しいお酒を楽しんでいただける「旬の寿司と天ぷら すし半 粋 玉造店」へ改装オープンいたしました。

(テイクアウト事業)

テイクアウト事業におきましては、売上高103億53百万円（前期比98.2%）、セグメント利益5億90百万円（前期比77.5%）となりました。

梅の花・古市庵業態ともに各種イベント商品や季節商品の売上高は引き続き好調に推移しております。また、新商品が構成比全体の9%を超える実績も継続しております。

新規業態といたしまして、梅の花業態の惣菜、弁当、古市庵業態のおむすび、寿司、当社の主力商品のスイーツ等幅広い品揃え、従来のサイズと価格を抑えた商品展開、手軽に商品を手にとれる利便性の良い「Umenohana KITCHEN 福岡天神ONE FUKUOKA BLDG.店」を2025年4月にオープンいたしました。

新規出店及び改装4店舗における一時費用、米をはじめとする原材料や資材の高騰、節分とひな祭りの天候と曜日周りによる影響を受けております。各店舗の課題を明確にするための接客調査により販売力を強化し、一部商品の内容の見直しや新規商品の随時追加による来客数増加と売上高向上、利益確保対策に努めてまいります。

また、SNSを使用して、イベント開催や公開試食会のアンケート結果等、お客様への情報発信に引き続き取り組んでおります。

(外販事業)

外販事業におきましては、売上高21億47百万円（前期比95.2%）、セグメント損失1億26百万円（前期はセグメント損失84百万円）となりました。

「冷凍なみはや寿司」「かにしゅうまい」等、味の定評と独自性を活かし、新規取引先の開拓による販売強化に引き続き取り組んでおります。大口取引の失注等により、売上高は前年を下回りました。通販につきましては、お客様の利便性向上を目的にホームページのリニューアルを実施し、より商品を購入しやすいサイトを構築し、初回購入特典、リピートメールでの案内強化を図っております。また、安定的な売上を維持するため、定期購入を開始しております。その結果、人気商品「ちょっとずつセット」が好調に推移し、売上高は前期比111.0%となりました。引き続き「うめのあぶり」等での顧客へのアプローチを行い、認知度向上に努めてまいります。

(その他)

その他の売上高は39百万円（前期比186.3%）、セグメント損失3百万円（前期はセグメント損失1百万円）となりました。

当社グループが所有する土地・建物等、有効活用を目的としたストック事業を行っております。既存建物を賃貸物件にリニューアルした際の費用によりセグメント損失となりました。また、賃貸事業の拡大に向けたプランを検討しております。

(店舗数)

2025年4月30日現在

セグメント	ブランド	前期末	出店	退店	当期末
外食事業	湯葉と豆腐の店 梅の花	71	-	2	69
	和食鍋処 すし半	9	-	1	8
	海産物居酒屋 さくら水産	15	-	4	11
	その他	23	3	3	23
	合計	118	3	10	111
テイクアウト事業	古市庵	104	1	3	102
	梅の花	52	1	-	53
	その他	5	1	-	6
	合計	161	3	3	161
総合計		279	6	13	272

※業態変更により「海産物居酒屋 さくら水産」が2店舗減少、「その他」が2店舗増加しております。

(セグメント別売上高)

(単位：千円)

セグメント別	期 別	第 45 期 2023年5月1日から 2024年4月30日まで	第 46 期 2024年5月1日から 2025年4月30日まで
		売 上 高	売 上 高
外 食 事 業		16,999,328	16,899,648
テ イ ク ア ウ ト 事 業		10,541,219	10,353,951
外 販 事 業		2,254,918	2,147,163
そ の 他 (注2)		21,403	39,875
合 計		29,816,869	29,440,638

(注) 1. セグメント間取引については、相殺消去しております。

2. 「その他」の区分は、報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、当社グループが所有する土地・建物等、有効活用を目的としたストック事業であります。

(2) 企業集団の設備投資の状況

当連結会計年度の敷金及び保証金を含む設備投資額は10億34百万円であります。外食事業につきましては、主として1店舗の新規出店による1億93百万円、13店舗の客間等の改修及び3店舗のリニューアルに伴う改装による2億88百万円であります。テイクアウト事業につきましては、主として2店舗の新規出店による38百万円及び改修による53百万円であります。その他のストック事業につきましては、大阪市西淀川区の賃貸物件用設備として取得した土地と建物60百万円、工場の製造設備等46百万円及び会計システム等のソフトウェアの構築による78百万

円であります。

(3) 企業集団の資金調達状況

当連結会計年度の資金調達につきましては、金融機関からの経常的な借入れであります。

また、2024年5月27日を払込期日とする公募（一般募集）による新株式700,000株の発行により6億40百万円、2024年6月26日を払込期日とする第三者割当による新株式120,000株の発行により1億9百万円の資金調達を行いました。

(4) 企業集団の財産及び損益の状況の推移

区 分	期 別	第 43 期	第 44 期	第 45 期	第 46 期
		2021年5月1日から 2022年4月30日まで	2022年5月1日から 2023年4月30日まで	2023年5月1日から 2024年4月30日まで	2024年5月1日から 2025年4月30日まで
売 上 高 (百万円)		22,591	27,456	29,816	29,440
経 常 利 益 又 は 経 常 損 失 (△) (百万円)		△1,792	14	739	388
親会社株主に帰属する 当期純利益又は 親会社株主に帰属する 当期純損失 (△) (百万円)		217	△440	1,020	△383
1 株 当 たり 当 期 純利益又は1株当たり 当期純損失 (△) (円)		19.58	△55.01	117.30	△43.59
総 資 産 (百万円)		28,699	25,304	25,036	22,951
純 資 産 (百万円)		3,132	2,541	3,277	1,826
1 株 当 たり 純 資 産 (円)		116.24	53.10	146.92	114.48

(注) 1. 1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失は、表示単位未満の端数を四捨五入して表示しております。

2. 当社は、第43期より第45期中まで「株式給付信託 (J-ESOP)」を導入しております。1株当たり純資産の算定に用いられた当連結会計年度末の普通株式及び1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失の算定に用いられた普通株式の期中平均株式数については、自己株式分の他、株式給付信託 (J-ESOP)に残存する当社株式を控除して算定しております。

(5) 企業集団の対処すべき課題

当社グループを取り巻く経済環境は、日本国内における少子高齢化及び人口減少の進行に伴い、食市場全体の規模が縮小傾向にあります。こうした構造的変化に加え、ライフスタイルの多様化が進むことで、従来の消費行動や食のニーズが変化しており、当社グループの事業運営にも多方面にわたる影響を及ぼしております。

このような市場環境の中で、当社グループは柔軟かつ機動的な業態戦略やメニュー開発、マーケティングの強化等を通じて、変化への適応力を高めていく必要があります。

また、財務面においては、有利子負債による支払利息の負担が拡大しており、これが収益性の圧迫要因となっております。今後は、財務健全性の確保およびキャッシュ・フローの改善を通じて、資本効率の向上を図ることが、当社にとって重要な経営課題の一つであると認識しております。

そのため、有利子負債の圧縮に取り組むとともに、新規出店による店舗数の拡大を進め、事業の持続的な成長を目指してまいります。

①事業展開

(事業部門)

外食業界を取り巻く環境は、少子高齢化や人口減少、ライフスタイルの多様化、さらには原材料価格やエネルギーコストの上昇等、様々な構造的課題に直面しております。こうした中で、当社グループが持続的な成長を実現していくためには、以下のような課題への対応が求められております。

外食事業においては、市場の縮小が進む中であっても持続的な成長機会を確保するため、顧客層の若返りを図ること、従来よりも投資負担の少ない業態による出店、さらにインバウンド需要への対応として、日本の食材を活用した高級かつ高価格帯業態の開発及び計画的な出店を推進することが、当社にとって対処すべき重要な課題であります。あわせて、老朽化が進む既存店舗への対応として、改装や業態転換の実施、さらにはM&Aの活用による事業基盤の強化・拡大にも注力していく必要があります。

また、原材料費や水道光熱費等のコスト上昇に伴う収益圧迫に対しては、全社的な生産性向上を通じたコスト構造の見直し、効率的な運営体制の構築、価格政策の適正化が重要な課題となっております。加えて、付加価値の高いメニューの開発・展開により、客単価の向上とともに、収益力の強化を図ることが求められます。

テイクアウト事業においては、主要百貨店への出店に加え、百貨店以外の施設への展開を通じて販路を拡大し、収益基盤の多様化を進めていく必要があります。同時に、価格改定やメニュー見直しを通じたコスト対応、並びに商品製造体制の適正化や廃棄・値引きロスの抑制といった店舗運営の効率化が課題として挙げられます。

さらに、顧客接点の強化も重要な課題です。グループ公式アプリ「うめのあぶり」を活用した既存会員の回遊性及び来店頻度の向上を図るとともに、SNS等のデジタルメディアを活用した情報発信によって認知度を高め、新規顧客の獲得を推進していく必要があります。

今後も、効果的なマーケティング施策を展開することにより、来店動機の創出と来店客数の増加を図ってまいります。

(外販事業)

外販事業の拡大に向けては、販路拡大を目的とした新規取引先の開拓が不可欠であり、同時に既存取引先に対して当社グループの定番商品の提案強化を図ることも重要な課題であります。これらの取り組みを通じて事業基盤の拡大を推進していく必要があります。また、通販においては、売上高及び利用者数の増加を目指し、通販サイトの機能・構成の見直しや初回購入特典の導入等の施策を講じております。加えて、他社通販サイトへの出店による販売チャンネルの多様化と拡大も課題として認識しており、これらを着実に進めることが求められております。

今後も、販路拡大と顧客基盤の強化を継続的に推進し、外販事業の成長に努めてまいります。

(ストック事業)

当社グループが所有する土地・建物等の有効活用に関しては、既存建物の賃貸物件へのリニューアルを含めた賃貸事業の拡大が重要な課題となっております。収益基盤の多様化及び安定化を図るため、賃貸事業の拡充に向けた具体的なプランの検討・実施を推進していく必要があります。

今後も、資産の有効活用による収益確保に努めてまいります。

(海外展開)

タイ王国においては、2号店の出店準備を進めておりますが、現地の市場環境や消費者ニーズの変化に対応しつつ、着実な店舗展開を図ることが課題となっております。

また、新たな進出先であるベトナムにおいては、現地法人設立を予定しておりますが、現地の法規制や経済状況、文化的背景を踏まえた事業基盤の構築が重要な課題です。これらの課題に適切に対応し、海外事業の安定的な拡大を目指してまいります。

(人的資本)

セントラルキッチンにおける製造人員や飲食店舗での従業員不足は、事業運営上の重要な課題となっております。これに対し、外国人技能実習生共同受入事業や特定技能外国人支援事業、並びに関連する職業紹介事業を展開する Plum 協同組合を活用し、積極的な採用活動を進めております。

また、店舗責任者及び経営幹部の育成に加え、安定的な人材確保を継続的な課題と位置づけ、今後はこうした取り組みの強化を図ってまいります。あわせて、多様な人材の積極的な活用と職場環境の整備にも注力し、持続可能な労働力の確保に努めてまいります。

②収益改善策

製造部門においては、店舗調理作業の効率化や味・品質の安定を実現するため、セントラルキッチンによる内製化の効果を再検証し、それを踏まえた商品開発を継続していくことが課題です。加えて、機械化・自動化や類似商品の集約、生産性向上に向けた取り組みの強化が求められております。生産効率の低い商品の OEM 化やアイテム削減、さらに保存期間延長を目的として導入した急速冷凍機の活用強化も、重要な課題となっております。

物流部門においては、配送に使用する資材の見直しを進めており、発泡スチロールやドライアイスから、リサイクルコンテナや再利用可能な高性能保冷剤への切り替えを通じて、コ

スト削減とCO₂排出量の低減に取り組んでいます。持続可能な物流体制の構築は、引き続き重要な課題です。

また、全社的な生産性向上と業務効率化を実現するため、情報システム再構築プロジェクトを通じたDXの推進も喫緊の課題であり、コスト構造の見直しと将来の競争力強化に資する取り組みとして継続してまいります。

さらに、当社グループが保有する土地・建物等の資産の有効活用に向けては、収益性の向上と事業の安定化を目的としたストック事業への取り組みを進めております。今後、既存建物のリニューアルによる賃貸事業の拡大等、資産活用計画の策定と実行が課題となっております。

(6) 重要な子会社の状況 (2025年4月30日現在)

会社名	資本金	当社の議決権比率	主要な事業内容
株式会社梅の花サービス	10,000千円	100.0%	飲食店経営
株式会社古市庵プラス	10,000千円	100.0%	テイクアウト店経営
株式会社すし半	1,000千円	100.0%	飲食店経営
株式会社テラケン	10,000千円	59.1%	飲食店経営
株式会社三協梅の花	10,000千円	70.0%	飲食店経営

(7) 企業集団の主な事業内容 (2025年4月30日現在)

区分	事業内容
外食事業	「湯葉と豆腐の店 梅の花」、「和食鍋処 すし半」、「海産物居酒屋 さくら水産」を主とした飲食店の経営
テイクアウト事業	百貨店等で寿司を中心に販売する「古市庵テイクアウト店」や梅の花の商品や季節の食材を使った惣菜を主に販売する「梅の花テイクアウト店」、新業態「Umenohana KITCHEN」の経営
外販事業	水産加工品の製造販売、梅の花及び古市庵ブランドの商品販売
その他	当社グループが所有する土地・建物等、有効活用を目的としたストック事業

(8) 企業集団の主要な事業所及び工場 (2025年4月30日現在)

① 当社の主要な事業所及び工場

主要な事業所及び工場	所在地
本社	福岡県久留米市
久留米セントラルキッチン	福岡県久留米市
京都セントラルキッチン	京都府綴喜郡井手町
佐野セントラルキッチン	栃木県佐野市
丸平商店 (セントラルキッチン)	山口県山口市

② 子会社の本店所在地及び重要な事業所

会社名	本店所在地	主要な事業所
株式会社梅の花サービス	福岡県久留米市	大阪市旭区
株式会社古市庵プラス	福岡県久留米市	大阪市旭区
株式会社すし半	福岡県久留米市	大阪市旭区
株式会社テラケン	東京都千代田区	東京都千代田区
株式会社三協梅の花	福岡県久留米市	東京都千代田区

③ 営業店舗

都道府県	外食事業					テイクアウト事業				総合計
	湯葉と豆腐の店 梅の花	和食鍋処 すし半	海産物居酒屋 さくら水産	その他	合計	古市庵	梅の花	その他	合計	
北海道	1				1				0	1
宮城県	1				1	2	2		4	5
福島県	1				1	1			1	2
茨城県	1				1	1	1		2	3
群馬県					0	1			1	1
埼玉県	3		4		7	5	1		6	13
千葉県	3		2		5	4	1		5	10
東京都	11		4	6	21	24	10		34	55
神奈川	4			2	6	12	5		17	23
新潟県	1				1				0	1
富山県	1				1	1	1		2	3
石川県	1				1	2	2		4	5
岐阜県	1				1				0	1
静岡県	2				2	1	2		3	5
愛知県	4			1	5	5			5	10
三重県	1				1				0	1
滋賀県	1				1	1			1	2
京都府	2				2	3			3	5
大阪府	6	6	1	5	18	14	10		24	42
兵庫県	3	2		1	6	6	4		10	16
奈良県	1				1	2	1		3	4
和歌山					0	1			1	1
岡山県	1				1	1	2		3	4
広島県	2				2	2	2	1	5	7
山口県					0	2	2		4	4
愛媛県	1				1	1	1		2	3
福岡県	9			5	14	4	3	4	11	25
佐賀県	2			3	5			1	1	6
長崎県	2				2	2	1		3	5
熊本県	1				1				0	1
大分県	1				1	2			2	3
宮崎県					0	1			1	1
鹿児島	1				1	1	2		3	4
合計	69	8	11	23	111	102	53	6	161	272

(9) 企業集団の従業員の状況 (2025年4月30日現在)

① 企業集団の使用人の状況

事業区分	使用人数	前連結会計年度末比増減
外食事業	305 (1,763) 名	31名減 (18名減)
テイクアウト事業	247 (958)	3名減 (37名減)
外販事業	35 (81)	4名増 (5名増)
その他	— (—)	— (—)
全社(共通)	39 (24)	1名減 (2名減)
合計	626 (2,826)	31名減 (52名減)

(注) 1. 使用人数は就業人員であり、臨時雇用者数は、年間の平均人員(1日8時間勤務換算による月平均人数)を()内に外数で記載しております。

2. 全社(共通)として、記載されている従業員数は、特定の事業に区分できない管理部門に所属しているものであります。

② 当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
142 (385) 名	2名減 (2名増)	44.6歳	14.20年

(注) 使用人数は就業人員(当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含む。)であり、臨時雇用者数は、年間の平均人員(1日8時間勤務換算による月平均人数)を()内に外数で記載しております。

(10) 企業集団の主要な借入先 (2025年4月30日現在)

借入先	借入金残高
株式会社西日本シティ銀行	3,762,107千円
株式会社福岡銀行	3,462,107
株式会社日本政策金融公庫	2,675,825
株式会社商工組合中央金庫	1,783,300

(11) その他企業集団の現況に関する重要な事項

当社は、2025年5月1日に、商号を株式会社梅の花から株式会社梅の花グループに変更いたしました。

2. 会社の株式に関する事項（2025年4月30日現在）

(1) 発行可能株式総数

普通株式	20,700,000株
A種優先株式	2,000株

(2) 発行済株式の総数

普通株式	8,866,949株（自己株式162,251株を除く）
A種優先株式	800株

(注) 1. 2024年5月27日付の公募増資により、普通株式の発行済株式の総数は700,000株増加しております。また、2024年6月26日を払込期日とする第三者割当による募集株式の発行により、普通株式の発行済株式の総数は120,000株増加しております。

2. 当社は2024年11月26日開催の臨時取締役会において、A種優先株式の一部取得の決議を受け、2024年12月11日に株主であるDBJ飲食・宿泊支援ファンド投資事業有限責任組合及び株式会社西日本シティ銀行との合意により、A種優先株式をそれぞれ600株取得し、同日に1,200株を消却いたしました。

(3) 株主数

普通株式	35,308名
A種優先株式	2名

(4) 大株主（上位10名）

株主名	持株数			持株比率
	普通株式	A種優先株式	合計	
梅野 久美恵	712,200株	－株	712,200株	8.03%
株式会社梅野企画	242,800	－	242,800	2.73
麒麟麦酒株式会社	201,300	－	201,300	2.27
株式会社フジオフードグループ本社	135,500	－	135,500	1.52
株式会社西日本シティ銀行	96,000	400	96,400	1.08
梅の花従業員持株会	74,800	－	74,800	0.84
株式会社三菱UFJ銀行	45,600	－	45,600	0.51
鳥越製粉株式会社	35,700	－	35,700	0.40
株式会社福岡銀行	24,800	－	24,800	0.27
株式会社りそな銀行	24,000	－	24,000	0.27

(注) 1. 当社は、自己株式を162,251株保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。
2. A種優先株式は、議決権を有しておりません。
3. 持株比率は自己株式数を除外して計算し、小数第3位以下を切り捨てて表示しております。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

- (1) 事業年度の末日において当社役員が保有している当社の新株予約権等
該当事項はありません。
- (2) 事業年度中に使用人等に交付した当社の新株予約権等
該当事項はありません。
- (3) その他新株予約権等に関する重要な事項
該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役の状況 (2025年4月30日現在)

地 位	氏 名	担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況
代表取締役会長CEO	本 多 裕 二	
代表取締役社長COO	鬼 塚 崇 裕	経営計画室長
常 務 取 締 役	村 山 芳 勝	店舗開発部管掌 共栄会担当
取 締 役	吉 田 訓	製造・物流・購買部門管掌 製造部長
取 締 役	増 村 政 信	管理部門管掌 経理部長
取 締 役	野 田 安 秀	事業部門管掌 外食事業部長 株式会社梅の花サービス 代表取締役 株式会社テラケン 代表取締役 株式会社三協梅の花 代表取締役
取 締 役	岡 田 由 佳	株式会社アレルギーヘルスケア 代表取締役
取 締 役 (常勤監査等委員)	宮 崎 秀 之	
取 締 役 (監査等委員)	池 田 勝	株式会社西日本フィナンシャルホールディングス 執行役員 株式会社西日本シティ銀行 取締役専務執行役員
取 締 役 (監査等委員)	井 上 二 郎	井上二郎公認会計士事務所 所長
取 締 役 (監査等委員)	南 昌 作	リーガル・ソリューション法律事務所 所長

- (注) 1. 岡田 由佳、池田 勝、井上 二郎、南 昌作の各氏は、社外取締役であります。
2. 取締役 岡田 由佳氏は、会社起業の経験があり、会社運営及び食品関係に関する相当程度の知見を有し、公認心理師として高いコミュニケーション能力を有するものであります。
3. 取締役（監査等委員）池田 勝氏は、銀行での職務経験（監査役・監査等委員を歴任）があり、財務及び会計並びに内部統制に関する相当程度の知見を有するものであります。
4. 取締役（監査等委員）井上 二郎氏は、公認会計士の資格を有しており、財務・会計及び会計監査に関する相当程度の知見を有するものであります。
5. 取締役（監査等委員）南 昌作氏は、弁護士の資格を有しており、企業法務及び内部統制に関する相当程度の知見を有するものであります。
6. 監査の実効性を高め、監査・監督機能を強化するために、宮崎 秀之氏を常勤の監査等委員として選定しております。
7. 取締役 岡田 由佳氏、取締役（監査等委員）井上 二郎氏、南 昌作氏につきましては、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し同取引所に届け出ております。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、社外取締役である岡田 由佳氏、池田 勝氏、井上 二郎氏及び南 昌作氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の賠償責任を法令の定める限度まで限定する契約を締結しております。

当社の社外取締役は、会社法第423条第1項の責任につき、同法第425条第1項に規定する最低責任限度額をもって、損害賠償責任の限度としております。

(3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、取締役の職務の執行にあたり、取締役全員を被保険者として、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険（D&O保険）契約を締結しております。保険料は特約部分も含め会社が全額負担しており、被保険者の実質的な保険料負担はありません。

当該保険契約では、被保険者である取締役等がその職務の執行に関し責任を負うこと、又は、当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害について補填することとされています。ただし、法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害は補填されない等、一定の免責事由があります。

(4) 役員の報酬等の総額

① 取締役の報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は、2025年5月8日開催の取締役会において、取締役（監査等委員である取締役を除く。以下「取締役」という。）の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を決議しております。

また、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が当該決定方針と整合していることから、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の内容は次のとおりであります。

ア. 基本方針

当社の取締役の報酬は、企業価値の持続的な向上を図るとともに、役位、職責及び在任年数等を考慮しながら適正な水準とすることを基本方針とする。

イ. 基本報酬（金銭報酬）の個人別の報酬等の額の決定に関する方針（報酬等を与える時期または条件の決定に関する方針を含む。）

当社の取締役の基本報酬は、月例の固定報酬のみとし、役位、職責、在任年数に応じて他社水準及び従業員給与の水準を考慮しながら、総合的に勘案して決定するものとする。

ウ. 金銭報酬の額、業績連動報酬等の額または非金銭報酬等の額の取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針

当社の取締役の報酬は、金銭による月例の固定報酬及び金銭報酬債権とし、金銭報酬債権の支給時期及び配分については、取締役（監査等委員を除く。）の支給分は取締役会に、監査等委員である取締役の支給分は、監査等委員の協議により、それぞれ決定するものとする。ただし、金銭報酬債権の上限は、取締役（監査等委員である取締役を除く。）については年額25百万円、監査等委員である取締役については年額2百万円とする。

エ. 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項

個人別の報酬額については、取締役会決議に基づき代表取締役会長CEOがその具体的内容について委任を受けるものとし、その権限の内容は、各取締役の固定報酬の額の決定とする。

代表取締役会長CEOによる権限行使が適切に行われるための措置として、代表取締役会長CEOが作成した原案について、代表取締役会長CEOから監査等委員会に意見を求め、代表取締役会長CEOは当該意見を勘案して決定するものとする。

② 当事業年度に係る報酬等の額

区 分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額 (千円)			対象となる 役員の数 (名)
		基本報酬	業績連動 報酬等	非金銭 報酬等	
取締役 (監査等委員を除く。) (うち社外取締役)	87,300 (2,400)	87,300 (2,400)	— (—)	— (—)	7 (1)
取締役 (監査等委員) (うち社外取締役)	12,600 (7,200)	12,600 (7,200)	— (—)	— (—)	4 (3)
合 計 (うち社外取締役)	99,900 (9,600)	99,900 (9,600)	— (—)	— (—)	11 (4)

- (注) 1. 取締役 (監査等委員を除く。) の報酬限度額は、2015年12月25日開催の第36回定時株主総会において、年額200百万円以内 (ただし、使用人分給与は含まない。) と決議いただいております。当該定時株主総会終結時点の取締役 (監査等委員を除く。) の員数は7名 (うち社外取締役は0名) です。
2. 取締役 (監査等委員) の報酬限度額は、2019年11月26日開催の臨時株主総会において、年額30百万円以内と決議いただいております。当該報酬限度額の範囲内で監査等委員が協議の上、決定しております。当該臨時株主総会終結時点の取締役 (監査等委員) の員数は5名 (うち社外取締役は4名) です。
3. 2025年3月25日開催の臨時株主総会において、譲渡制限付株式取得の出資財産とするための金銭報酬として、社外取締役を除く取締役を対象に、取締役 (監査等委員である取締役を除く。) に対しては年額25百万円以内の金銭報酬債権を支給すること、監査等委員である取締役に對しては年額2百万円以内の金銭報酬債権を支給すること決議いただいております。当該臨時株主総会終結時点の対象取締役は、取締役 (監査等委員である取締役を除く。) の員数は6名、監査等委員である取締役の員数は1名であります。なお、当事業年度においては株式報酬を支給しておりません。
4. 取締役会は、代表取締役会長CEO本多 裕二に対し各取締役 (監査等委員を除く。) の基本報酬の額の決定を委任しております。委任した理由は、当社全体の業績等を勘案しつつ各取締役 (監査等委員を除く。) の担当部門について評価を行うには代表取締役会長CEOが適していると判断したためであります。

(5) 社外役員の状況

区 分	氏 名	他の法人等の重要な兼職の状況	主な活動状況及び社外取締役にて期待される役割に 関して行った職務の概要
取 締 役 (社 外)	岡 田 由 佳	株式会社アレルギーヘルスケア 代表取締役	当事業年度開催の取締役会16回中16回(100%)出席いたしました。取締役会では、主に会社運営及び食品関係の見地から積極的に意見を述べており、特に食品アレルギーについて専門的な視点から助言を行う等、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。
取 締 役 (監査等委員)	池 田 勝	株式会社西日本フィナンシャル ホールディングス 執行役員 株式会社西日本シティ銀行 取締役専務執行役員	当事業年度開催の取締役会16回中16回(100%)出席いたしました。取締役会では、主に経営者の見地から積極的に意見を述べており、特に財務及び内部統制について専門的な立場から監督、助言を行う等、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。また、監査等委員会14回中14回(100%)出席し、会計監査人及び当社の内部監査部門との連携やコンプライアンス上の課題等について、必要な発言を適宜行っております。
取 締 役 (監査等委員)	井 上 二 郎	井上二郎公認会計士事務所 所長	当事業年度開催の取締役会16回中16回(100%)出席いたしました。取締役会では、公認会計士としての専門的見地から発言を行っており、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。また、監査等委員会14回中14回(100%)出席し、当社の財務・会計手続き及び会計監査について必要な発言を適宜行っております。

区 分	氏 名	他の法人等の重要な兼職の状況	主な活動状況及び社外取締役等に期待される役割に関して行った職務の概要
取締役 (監査等委員)	南 昌 作	リーガル・ソリューション法律事務所 所長	当事業年度開催の取締役会16回中16回(100%)出席いたしました。取締役会では、弁護士としての専門的見地から、企業法務に関する発言を行っており、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。また、監査等委員会14回中14回(100%)出席し、コンプライアンス及び内部統制について必要な発言を適宜行っております。

- (注) 1. 株式会社アレルギーヘルスケアと当社との間には、重要な取引等の関係はありません。
2. 当社は株式会社西日本フィナンシャルホールディングスの株式17,080株を所有しております。
3. 株式会社西日本シティ銀行は、当社の主要な取引銀行の一つであります。
4. 井上二郎公認会計士事務所と当社との間には、重要な取引等の関係はありません。
5. リーガル・ソリューション法律事務所と当社との間には、重要な取引等の関係はありません。

(6) 執行役員の氏名等

当社は執行役員制度を導入しております。

執行役員の氏名及び担当は、次のとおりであります。

(2025年5月1日現在)

氏 名	担 当
山 口 宣 嘉	海外事業室長 株式会社梅の花サービス 取締役 株式会社古市庵プラス 取締役
吉 村 清 里	株式会社古市庵プラス 代表取締役 テイクアウト事業部長

5. 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の名称

如水監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	32,945千円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭 その他の財産上の利益の合計額	32,945千円

- (注) 1. 当社監査等委員会は、如水監査法人の報酬について、会計監査人としての業務内容、監査体制等を考慮した結果、上記の金額は相当であると判断しこれに同意しました。
2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
3. 当事業年度の監査業務に基づく報酬につきましては、上記以外に前事業年度に係る追加報酬額が100千円あります。

(3) 非監査業務の内容

当社は、会計監査人に対して、「監査人から引受事務幹事会社への書簡」作成業務についての対価を支払っております。

(4) 会計監査人の解任または不再任の決定方針

当社では、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意に基づき監査等委員会が、会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

また、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合、監査等委員会は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

6. 会社の体制及び方針

(1) 業務の適正を確保するための体制

当社及びグループ会社は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハ並びに会社法施行規則第110条の4第1項及び同第110条の4第2項に基づき、当社及びグループ会社が業務を適正かつ効率的に行うことを確保するために、内部統制システムの整備を図っております。

- ① 当社及びグループ会社の取締役・使用人の職務執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
- ア. 当社及びグループ会社は、コンプライアンスをあらゆる企業活動の前提と認識し、『梅の花企業行動憲章』及び『コンプライアンス・危機管理規程』を制定し、法令、定款、企業倫理等の遵守を取締役及び使用人の基本的責務と定め、社内通達、研修その他の方法により周知徹底を図る。
 - イ. 当社及びグループ会社は、コンプライアンス徹底のため、『コンプライアンス・危機管理委員会』を設置する。委員長は代表取締役社長ＣＯＯとし、委員長は取締役の中から常任委員を指名する。
 - ウ. 当社及びグループ会社は、コンプライアンス・危機管理委員会の下部組織として、コンプライアンス意識の啓発活動とコンプライアンス問題（食品事故を除く）の発生防止を行い、またコンプライアンス問題発生時に対応を行うことを目的として、コンプライアンス運営委員会を設置する。運営委員会は、コンプライアンスに係る体制及び規程類の見直し等、コンプライアンス活動を定常的に遂行する。コンプライアンス運営委員会は毎月１回開催する。
 - エ. 当社及びグループ会社は、コンプライアンス・危機管理委員会の下部組織として、お客様に安心安全を提供することを念頭に置き、梅の花グループとしての『食の安全』の確保を目的とする食の安全委員会を設置する。食の安全委員会は、安全基準の作成、品質問題の原因分析と対策、HACCPの運用指導、食品表示に関する管理等の活動を定常的に遂行する。食の安全委員会は毎月２回開催する。
 - オ. 取締役及び監査等委員は、コンプライアンス上の問題を発見した場合は、速やかに委員長に報告する。また、公益通報者の秘密管理性を確保し、不正行為の早期発見と是正を図る。
 - カ. コンプライアンス違反等の行為については、原因追求、再発防止に努めるとともに、責任を明確にしたうえで、厳正な処分を行う。
 - キ. 当社及びグループ会社は、サステナビリティに関する取り組みや活動を、体系立てて推進することを目的に「サステナビリティ委員会」を設置する。委員長は代表取締役社長ＣＯＯとし、下記のサステナブル基本方針をグループ全体の活動方針や目的・目標を明確化し、サステナビリティ経営の実践を通して社会の要請に応える。
 - (1) 当社グループは、環境・社会課題の解決に向けた企業活動に取り組み、持続可能な社会づくりに貢献する。
 - (2) 企業の広域にわたる責任を自覚し、地球環境の課題に向けた活動を行う。
 - (3) よき企業市民としての自覚を持ち、高潔な倫理観を養い、社会的良識に従い行動する。
 - (4) 法令及び公正な商慣習に則り、かつ誠実で透明性の高い企業活動を推進する。

- ② 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
- ア. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制については、『文書管理規程』を制定し、適切に保存・管理を行う。
- イ. 取締役の職務の執行に係る以下の情報については、文書または電磁的記録により適切に保存・管理を行う。
- ・株主総会議事録、取締役会議事録、監査等委員会議事録、子会社の法定設置機関の議事録及びその関連資料
 - ・各種委員会その他重要会議の議事録及びその関連資料
 - ・稟議書及びその他重要な社内決裁書類
 - ・会計帳簿、計算書類、重要な契約書、官公庁その他公的機関等に提出した書類の写し等その他重要文書
- ③ 当社及びグループ会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
- ア. 当社及びグループ会社の人的損失、財産損失、事業への影響、賠償責任に関わるもの、企業ブランドに関わるもの等は、事業活動及び一般社会への影響が予測されるため、『コンプライアンス・危機管理規程』にその対応事項を定め、『コンプライアンス・危機管理委員会』が対応を行う。
- イ. 委員長は、暴動、電力の停止、洪水・津波・地震又はその他の天災、感染症、原子力災害等の当社及びグループ会社の統制範囲を超える有事のうち、緊急性・重要性の高いものについて危機対応を行う必要があると判断した場合、『緊急事態』を宣言し、委員会にて対応を行うものとする。その際、案件の特性に応じて都度メンバーを指名する。委員会の活動状況は、取締役会にて報告され、リスク情報の共有化を図り重大なリスクを軽減する。
- ④ 当社及びグループ会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- ア. 当社の取締役会は原則月1回の定例会を開催し、重要事項の決議及び報告、取締役の業務執行状況の監督を行う。
- イ. 意思決定と業務執行の迅速化、事業運営の徹底、経営効率の向上、企業理念の確立を図ることを目的に、執行役員制度を導入している。なお、当社執行役員は、必要に応じて、自己職務の執行の状況を報告するため、取締役会に出席する。
- ウ. 当社及びグループ会社は『職務権限規程』を制定し、重要事項については、各取締役が同規程に従い決裁を行い、軽微なものについては、権限委譲された下位職者がその責任において決裁し、取締役の職務の効率確保、決裁の合理性及び妥当性確保を確立する。
- ⑤ 当社及びグループ会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
- ア. 当社及びグループ会社の経営状況につき3ヶ月に1回以上、担当する取締役は当社の取締役会への報告を義務付け、各グループ会社の経営情報の共有化を図るとともに、業務執行状況の把握による管理、指導に努める。そのために月2回グループ経営会議を開催し、グ

ループ会社間の情報共有を図る。

- イ. グループ会社の代表取締役は、必要に応じて、自己職務の執行の状況を報告するため、取締役会に出席する。
 - ウ. 当社及びグループ会社の経営効率の向上、経営理念の統一化を図るため、また、相互に綿密な連携のもと、経営を円滑に遂行し梅の花グループとして総合的に事業の発展を遂げるために、『関係会社管理規程』を制定し、グループ会社における業務の適正を確保する。
 - エ. 『関係会社管理規程』に基づき、各社の自主性を尊重しつつ、グループ会社に対する主管部署を設置し、グループ会社の経営状況を把握し、グループ会社の重要なリスクの早期発見及び早期解決を図り、経営管理及び支援を実施する。
 - オ. 当社の各管理部門により、グループ会社の経理業務、人事業務、総務業務、購買業務、品質管理業務等の管理業務を一括して代行処理し、日常的に不正の発生を未然に防ぐ。
 - カ. 経営計画室は、グループ全体の基本方針を策定し、その方針に沿って各グループ会社と相互連携し、情報の共有を図る。
 - キ. 総務部門は、グループ会社の統一した内部通報制度を構築する。また、内部通報制度は社外機関に担当窓口を設置することで公益通報者の秘密管理性を確保する。
 - ク. 内部監査室は、グループ会社における内部監査を計画的に実施し、グループ会社の業務全般にわたる活動及び制度を公正な立場で評価するとともに、財務報告に係る内部統制の実施状況を評価し、その改善を促す。
- ⑥ 監査等委員会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及び当該使用人に対する指示の実効性に関する事項並びに当該使用人の取締役からの独立性に関する事項
- ア. 当社は、監査等委員会の監査の実効性を高め、かつ、監査機能が円滑に遂行されるため、監査等委員会より、その職務を補助すべく使用人を置くことを求められた場合、監査等委員会の業務を補佐する期間、必要人数を確認し、適任者を選定し、監査等委員会の承認のうえで当該使用人を任命する。
 - イ. 当該使用人は、他役職を兼務することは妨げないが、監査等委員会より専任すべきとの要請を受けた場合には、専任するように対処する。
- ⑦ 取締役及び使用人が監査等委員会に報告するための体制及びグループ会社の取締役及び使用人から、報告を受けた者が監査等委員会に報告するための体制
- ア. 各監査等委員が必要に応じて取締役等に問題提起できるよう、監査等委員は、取締役会への出席は勿論のこと、その他重要会議への出席権限を有す。
 - イ. 当社及びグループ会社の取締役及び使用人は、当社経営に重大な影響を及ぼす可能性のある事項については、当該会議において監査等委員に報告する。また、緊急を要する場合

は、その都度監査等委員に報告する。また、監査等委員へ当該報告をしたことを理由とした不利益な取扱いは一切行わないものとする。

ウ. 監査等委員には、『稟議書』・『内部監査報告書』、その他重要書類が回付されるとともに、監査等委員は必要に応じ、随時、取締役及び使用人に対して報告を求めることができる。

⑧ その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制及び監査等委員の職務の執行について生ずる費用の前払または償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

ア. 監査等委員の過半数は社外取締役とし、監査の公正を確保する。

イ. 監査等委員は、当社及びグループ会社の取締役、会計監査人とそれぞれ定期的に意見交換を行う。また、内部監査室とは適宜、内部監査の結果等について報告を求め、当社及びグループ会社の監査の実効性を確保するものとする。

ウ. 監査等委員の職務の執行に係る費用は会社が負担する。

⑨ 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社及びグループ会社は、反社会的勢力との関係を遮断し、社会の秩序や安全を脅かす反社会的勢力や団体には、毅然とした態度で対応する。また、福岡県企業防衛対策協議会に参加し、地域一体となった反社会的勢力排除に取り組んでいるほか、反社会的勢力との接触が生じた場合には、速やかに警察当局及び顧問弁護士等に通報・相談できる体制を整えている。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社及びグループ会社の全役職員に対して、『梅の花企業行動憲章』や社員の行動規範について周知徹底を継続しているほか、コンプライアンス運営委員会での社内アンケートの実施や情報共有、教育担当者による入社時のオリエンテーションや定期的かつ階層別のコンプライアンス研修を実施しております。

① 取締役の職務執行

社内規程を制定し、取締役が法令並びに定款に則って行動するよう徹底している。当事業年度において取締役会を16回開催している。

② 監査等委員の職務執行

監査等委員は、監査等委員会において定めた監査等委員会監査等基準に基づき策定した監査方針・監査計画に従って監査を実施するとともに、子会社を含めた取締役及び執行役員、会計監査人並びに内部監査室との間で定期的に情報交換等を行うことで、取締役の職務執行の監査、内部統制システムの整備並びに運用状況を確認している。当事業年度において監査等委員会を14回開催しており、監査等委員会において常勤監査等委員は監査実施計画に基づく月次監

査報告を行っている。また、監査等委員会において、内部監査部門及び内部統制部門責任者がオブザーバーで出席し、適切な情報共有を行っている。

③ 内部監査の実施

当社及びグループ会社の業務活動全般について、業務の妥当性・適法性を検証するために、内部監査規程を制定し、業務改善と経営の合理化並びに効率化に寄与すべく内部監査を実施している。

④ 財務報告に係る内部統制

取締役会の承認を受けた内部統制基本方針に基づき、内部統制基本計画を策定し、組織の業務全体に係る財務情報を集約したものである財務報告の信頼性を確保するために、当社及びグループ会社の当該財務報告に係る内部統制の有効かつ効率的な整備・運用状況の評価を実施しており、内部監査室長が評価責任者となり、評価員を選任している。

(3) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主の皆様に対する利益還元を経営の重要課題の一つとして認識しております。ROE（株主資本利益率）を向上させ、収益構造の構築に努め、財務体質の改善、配当性向並びに内部留保の充実等を総合的に勘案して安定的な配当を実施する方針であります。

剰余金の配当回数は、期末配当の年1回とすることを基本方針としております。なお、当社は「取締役会の決議により、毎年10月31日を基準日として、中間配当を行うことができる。」旨を定款に定めております。

剰余金の配当等の決定機関は、期末配当については株主総会、中間配当については取締役会であります。

(注) 本事業報告は次により記載されております。

1. 百万円、千円単位の記載金額は、表示単位未満の端数を切り捨ててそれぞれ表示しております。
2. 記載比率は、小数第2位を四捨五入して表示しております。

連結貸借対照表

(2025年4月30日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
資 産 の 部		負 債 の 部	
流 動 資 産	6,845,740	流 動 負 債	9,230,537
現金及び預金	2,076,535	買掛金	673,569
売掛金	1,632,406	短期借入金	4,333,000
商品及び製品	1,802,913	1年内返済予定の長期借入金	1,890,684
原材料及び貯蔵品	312,174	未払金	1,361,916
その他	1,022,211	未払法人税等	62,858
貸倒引当金	△500	資産除去債務	71,838
固 定 資 産	16,105,828	契約負債	103,802
有形固定資産	13,077,116	賞与引当金	189,330
建物及び構築物	5,162,683	閉店損失引当金	79,215
機械装置及び運搬具	254,780	その他	464,321
土地	7,238,944	固 定 負 債	11,894,855
その他	420,708	長期借入金	10,357,650
無形固定資産	180,398	資産除去債務	1,346,415
その他	180,398	その他	190,789
投資その他の資産	2,848,312	負 債 合 計	21,125,392
投資有価証券	348,026	純 資 産 の 部	
退職給付に係る資産	526,296	株 主 資 本	1,908,759
敷金及び保証金	1,833,027	資本金	100,000
その他	140,962	資本剰余金	2,741,716
資 産 合 計	22,951,569	利益剰余金	△564,493
		自己株式	△368,462
		その他の包括利益累計額	△77,822
		その他有価証券評価差額金	79,126
		為替換算調整勘定	△127,408
		退職給付に係る調整累計額	△29,540
		非支配株主持分	△4,761
		純 資 産 合 計	1,826,176
		負 債 純 資 産 合 計	22,951,569

連結損益計算書

(2024年5月1日から2025年4月30日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	額
売上高		29,440,638
売上原価		10,289,514
売上総利益		19,151,124
販売費及び一般管理費		18,600,594
営業利益		550,530
営業外収益		
持分法による投資利益	37,020	
受取保険金	9,362	
その他	41,953	88,336
営業外費用		
支払利息	128,769	
株式関連費	93,380	
その他	27,727	249,876
経常利益		388,990
特別利益		
投資有価証券売却益	312,036	
その他	168	312,205
特別損失		
減損損失	695,567	
閉店損失引当金繰入額	83,535	
その他	6,030	785,133
税金等調整前当期純損失		83,936
法人税、住民税及び事業税	64,253	
法人税等調整額	255,169	319,423
当期純損失		403,360
非支配株主に帰属する当期純損失		19,809
親会社株主に帰属する当期純損失		383,550

貸借対照表

(2025年4月30日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
資 産		負 債	
の 部		の 部	
流 動 資 産	4,781,786	流 動 負 債	7,765,841
現金及び預金	1,754,646	買 掛 金	673,569
売 掛 金	276,242	短 期 借 入 金	4,300,000
商 品 及 び 製 品	1,765,164	1年内返済予定の長期借入金	1,852,284
原材料及び貯蔵品	200,772	未 払 金	555,431
そ の 他	785,160	未 払 法 人 税 等	10,923
貸 倒 引 当 金	△200	契 約 負 債	25,258
		賞 与 引 当 金	112,880
		閉 店 損 失 引 当 金	6,000
		そ の 他	229,495
固 定 資 産	15,917,747	固 定 負 債	10,460,271
有 形 固 定 資 産	6,797,179	長 期 借 入 金	10,082,928
建物及び構築物	2,378,020	繰 延 税 金 負 債	132,459
機械装置及び運搬具	235,209	資 産 除 去 債 務	187,016
土 地	4,104,867	そ の 他	57,867
そ の 他	79,082		
無 形 固 定 資 産	138,820	負 債 合 計	18,226,113
そ の 他	138,820		
投 資 其 他 の 資 産	8,981,746	純 資 産	
投資有価証券	270,152	株 主 資 本	2,414,663
関係会社株式	3,420,479	資 本 金	100,000
関係会社長期貸付金	8,332,221	資 本 剰 余 金	2,827,766
敷金及び保証金	261,326	その他資本剰余金	2,827,766
前払年金費用	369,920	利 益 剰 余 金	△144,640
そ の 他	123,216	その他利益剰余金	△144,640
貸 倒 引 当 金	△3,795,570	別 途 積 立 金	220,000
		繰 越 利 益 剰 余 金	△364,640
		自 己 株 式	△368,462
		評 価 ・ 換 算 差 額 等	58,756
		その他有価証券評価差額金	58,756
資 産 合 計	20,699,533	純 資 産 合 計	2,473,420
		負 債 純 資 産 合 計	20,699,533

損 益 計 算 書

(2024年5月1日から2025年4月30日まで)

(単位：千円)

科 目	金	額
売 上 高		8,382,976
売 上 原 価		7,154,577
売 上 総 利 益		1,228,398
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		1,486,021
営 業 損 失		257,622
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	146,127	
受 取 配 当 金	163,162	
そ の 他	19,626	328,917
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	125,922	
株 式 関 連 費	93,380	
貸 倒 引 当 金 繰 入 額	161,298	
そ の 他	21,797	402,398
経 常 損 失		331,104
特 別 利 益		
投 資 有 価 証 券 売 却 益	312,036	
そ の 他	37	312,073
特 別 損 失		
関 係 会 社 株 式 評 価 損	35,052	
減 損 損 失	232,346	
そ の 他	6,401	273,800
税 引 前 当 期 純 損 失		292,831
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	△22,440	
法 人 税 等 調 整 額	98,515	76,075
当 期 純 損 失		368,906

独立監査人の監査報告書

2025年6月26日

株式会社梅の花グループ
取締役会 御中

如水監査法人

福岡県福岡市

指 定 社 員
業 務 執 行 社 員 公認会計士 松 尾 拓 也

指 定 社 員
業 務 執 行 社 員 公認会計士 児 玉 邦 康

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社梅の花グループの2024年5月1日から2025年4月30日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社梅の花グループ及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

独立監査人の監査報告書

2025年6月26日

株式会社梅の花グループ
取締役会 御中

如水監査法人

福岡県福岡市

指 定 社 員
業 務 執 行 社 員 公認会計士 松 尾 拓 也

指 定 社 員
業 務 執 行 社 員 公認会計士 児 玉 邦 康

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社梅の花グループの2024年5月1日から2025年4月30日までの第46期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査報告書

当監査等委員会は、2024年5月1日から2025年4月30日までの第46期事業年度における取締役の職務の執行を監査いたしました。その方法及び結果について以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施いたしました。

- (1) 監査等委員会が定めた「監査等委員会監査等基準」等に準拠した当期の監査の方針・計画及び職務の分担等に従い、会社の内部監査室及び内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する重要な報告を受け、必要に応じて説明を求め、主要な決裁書類その他業務執行に関する重要な書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を確認しました。また、子会社については、子会社の取締役等と意思疎通及び情報交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- (2) 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人如水監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人如水監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2025年6月27日

株式会社梅の花グループ 監査等委員会

監査等委員（常勤）	宮	崎	秀	之
監査等委員（社外）	池	田		勝
監査等委員（社外）	井	上	二	郎
監査等委員（社外）	南		昌	作

以 上

株主総会参考書類

第1号議案 剰余金処分の件

剰余金の処分につきましては、次のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

当社は、株主の皆様に対する利益還元を重要な課題と位置付け、安定した剰余金の配当に取り組んでおります。

当期業績並びに将来の事業展開に必要な内部留保の水準や株主様への還元等を総合的に勘案いたしまして、その他資本剰余金を原資として以下のとおりとさせていただきたく存じます。

(1) 配当財産の種類

金銭といたします。

(2) 配当財産の割当に関する事項及びその総額

①普通株式1株につき	金5円
普通株式配当総額	金44,334,745円

②A種優先株式1株につき	金19,835.62円
A種優先株式配当総額	金15,868,496円

(3) 剰余金の配当が効力を生ずる日

2025年7月30日

第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）7名選任の件

現在の取締役（監査等委員である取締役を除く。）7名は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役（監査等委員である取締役を除く。以下本議案において同じ。）7名の選任をお願いしたいと存じます。

監査等委員会は、各再任候補者に関して、当事業年度における業務執行状況及び業績等評価した上で、取締役候補者として適任であると判断しております。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社の株式数 (株)
1	ほんだゆうじ 本多裕二 (1952年8月1日生)	1981年9月 三角石油ガス株式会社入社（現株式会社 Misumi） 1995年6月 同社取締役経営計画室長兼財務部長 2001年10月 当社入社 2001年12月 当社専務取締役 2015年12月 当社取締役専務執行役 2018年9月 当社代表取締役社長兼COO UMENOHANA (THAILAND) CO., LTD. CEO 2019年10月 当社代表取締役社長 2024年7月 当社代表取締役会長CEO（現任）	普通株式 8,300
<p>【取締役候補者とした理由】</p> <p>当社代表取締役として当社グループの全部門を総合的に管理し、経営全般を的確に指揮・監督できる知見を有していることから、当社の取締役に相応しい経験と能力を有していると判断し、引き続き選任をお願いするものであります。</p>			

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社の株式数 (株)
2	おに つか たか ひろ 鬼 塚 崇 裕 (1965年 8 月 8 日生)	1989年 4 月 株式会社阪神百貨店入社 2007年10月 エイチ・ツー・オー リテイリング株式会社 経営統合推進室部長 (出向) 2010年 4 月 同社経営企画室予算計画部長 2011年10月 株式会社家族亭 執行役員経営企画室IR・広報部長 (出向) 2013年 1 月 当社経営計画室部長 2015年12月 当社取締役執行役員経営計画室長 2019年10月 当社取締役経営計画担当 2021年 8 月 当社取締役経営計画・人事・総務担当 2022年 7 月 当社常務取締役経営計画・人事・総務担当 2022年 9 月 当社常務取締役人事担当 2023年 2 月 当社常務取締役事業部門管掌 2023年 8 月 当社専務取締役事業部門管掌 2024年 5 月 当社専務取締役事業部門管掌経営計画室長 2024年 7 月 当社代表取締役社長COO 経営計画室長 2025年 6 月 当社代表取締役社長COO 管理部門管掌 経営計画室長 (現任)	普通株式 2,400
<p>【取締役候補者とした理由】 当社取締役として経営計画、事業部門を統括してきた実績と当社の管理業務全般に精通していることから、当社の取締役に相応しい経験と能力を有していると判断し、引き続き選任をお願いするものがあります。</p>			

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社の株式数 (株)
3	むら やま よし かつ 村 山 芳 勝 (1960年11月22日生)	1983年10月 株式会社ミドリ電化入社 1996年7月 当社入社 2006年12月 当社取締役人事総務部長 2012年12月 当社取締役常務執行役員 2015年8月 当社取締役購買部長 2015年12月 当社取締役執行役購買部長 2019年10月 当社常務取締役購買・物流担当 2020年8月 当社常務取締役購買担当 2023年2月 当社常務取締役管理部門管掌 2023年8月 当社常務取締役 社長補佐兼共栄会担当 2024年7月 当社常務取締役 海外事業室長 共栄会担当 2024年11月 当社常務取締役 店舗開発部管掌 共栄会担 当 2025年6月 当社常務取締役 会長特命事項担当 共栄会担 当 外販補佐 (現任)	普通株式 3,400
<p>【取締役候補者とした理由】 当社取締役として外食事業を中心に、人事・総務及び購買・物流を統括してきた実績と業界全般における豊富な経験を有していることから、当社の取締役に相応しい経験と能力を有していると判断し、引き続き選任をお願いするものであります。</p>			

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社の株式数 (株)
4	よし だ さとし 吉 田 訓 (1973年11月17日生)	1997年2月 当社入社 2015年8月 株式会社梅の花Service（現株式会社梅の花サービス）代表取締役 2019年10月 当社物流部長 2020年9月 当社執行役員物流部長 2021年8月 当社執行役員物流部長兼製造担当 2022年7月 当社取締役物流部長兼製造担当 2022年9月 当社取締役経営計画室長兼物流・製造担当 2023年2月 当社取締役経営計画室長兼製造・物流部門管掌 2024年3月 当社取締役製造・物流部門管掌 経営計画室長 2024年5月 当社取締役製造・物流部門管掌 製造部長 2024年11月 当社取締役製造・物流・購買部門管掌 製造部長（現任）	普通株式 600
<p>【取締役候補者とした理由】 当社取締役として製造・物流部門を統括してきた実績と製造・物流担当と、グループ全体の事業に関して豊富な経験を有していることから、当社の取締役に相応しい経験と能力を有していると判断し、引き続き選任をお願いするものであります。</p>			

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社の株式数 (株)
5	ます むら まさ のぶ 増 村 政 信 (1966年1月18日生)	1988年4月 株式会社西日本銀行入行（現株式会社西日本 シティ銀行） 2008年10月 株式会社西日本シティ銀行 二日市支店営業担当副支店長 2015年4月 同行土井支店長 2018年1月 同行融資統括部格付査定室長 2019年10月 当社経理部長 2021年5月 当社執行役員経理部長 2022年7月 当社取締役経理部長 2022年9月 当社取締役経理部長兼総務担当 2023年8月 当社取締役経理部長兼管理部門管掌 2024年3月 当社取締役管理部門管掌 経理部長 2025年6月 当社取締役第2事業部門管掌 外販事業部長 (現任)	普通株式 4,100
<p>【取締役候補者とした理由】 当社取締役として財務及び会計に関する相当程度の知見を有し、また、金融機関との深い信頼関係を構築しておりますことから、当社の取締役に相応しい経験と能力を有していると判断し、引き続き選任をお願いするものであります。</p>			

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社の株式数 (株)
6	<p style="text-align: center;">の だ やす ひで 野 田 安 秀 (1973年11月22日生)</p>	<p>1995年11月 当社入社 2016年10月 株式会社梅の花サービス西日本（現株式会社梅の花サービス）代表取締役 2021年 5月 当社執行役員外食事業九州担当 2021年 5月 株式会社梅の花サービス九州 代表取締役 2023年 2月 当社執行役員外食事業部長兼株式会社テラケン営業部長 2023年 5月 株式会社梅の花サービス 代表取締役（現任） 2024年 5月 当社執行役員外食事業部門 株式会社三協梅の花営業部長 2024年 7月 株式会社テラケン 代表取締役（現任） 2024年 7月 株式会社三協梅の花 代表取締役（現任） 2024年 7月 当社取締役事業部門管掌 外食事業部長 2025年 6月 当社取締役第1 事業部門管掌 外食事業部長（現任）</p>	<p>普通株式 801</p>
<p>【取締役候補者とした理由】 当社入社後、外食事業を中心に営業部門を統括してきた実績と店舗運営に関して豊富な経験を有していることから、当社の取締役に相応しい経験と能力を有していると判断し、引き続き選任をお願いするものであります。</p>			

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社の株式数 (株)
7	おか だ ゆ か 岡 田 由 佳 (1976年 5 月 7 日生)	2002年 6 月 株式会社アレルギーヘルスケア設立 代表取締役 (現任) 2018年12月 奈良県女性センター入職 (奈良県中央子ども家庭相談センター相談員兼務) 2020年 4 月 和歌山県教育委員会 スクールカウンセラー任用 2021年 6 月 株式会社関西スーパーマーケット 独立社外取締役 2021年12月 株式会社関西スーパーマーケット 顧問 2023年 7 月 当社社外取締役 (現任)	—
<p>【社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要】</p> <p>会社起業の経験があり、会社運営及び食品関係に関する相当程度の知見を有し、公認心理師として高いコミュニケーション能力を有していることから、当社の取締役に相応しい経験と能力を有していると判断し、引き続き選任をお願いするものであります。</p>			

- (注) 1. 各取締役候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 岡田 由佳氏は、社外取締役候補者であります。
3. 当社は社外取締役候補者である岡田 由佳氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の賠償責任を法令の定める限度まで限定する契約を締結しております。当社の社外取締役は、会社法第423条第1項の責任につき、同法第425条第1項に規定する最低責任限度額をもって、損害賠償責任の限度としております。岡田 由佳氏の選任が承認された場合は、当該契約を継続する予定であります。
4. 岡田 由佳氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し同取引所に届け出ております。なお同氏の再任が承認された場合には、引き続き独立役員とする予定であります。
5. 岡田 由佳氏の社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって2年となります。
6. 当社は、役員職務の遂行にあたり、取締役全員を被保険者として、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険 (D&O保険) 契約を締結しております。保険料は特約部分も含め会社が全額負担しており、被保険者の実質的な保険料負担はありません。当該保険契約では、被保険者である役員等がその職務の執行に関し責任を負うこと、又は、当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害について補填することとされています。ただし、法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害は補填されない等、一定の免責事由があります。各候補者が取締役に選任され、就任した場合には、当該保険契約の被保険者となります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

第3号議案 監査等委員である取締役4名選任の件

現在の監査等委員である取締役4名は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、監査等委員である取締役4名の選任をお願いしたいと存じます。

なお、本議案に関しましては、監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役候補者は次のとおりであります。

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社の株式数 (株)
1	みや ざき ひで ゆき 宮 崎 秀 之 (1957年9月20日生)	1986年5月 当社入社 1997年11月 九州営業部次長 1999年4月 内部監査室長 2004年10月 営業本部部長 2016年5月 内部監査室長 2017年9月 内部監査室長(嘱託社員) 2022年9月 監査等委員会サポート担当 2023年7月 取締役(常勤監査等委員)(現任)	普通株式 1,100
<p>【取締役候補者とした理由】 当社において、事業推進と内部監査室長の経験があり、事業経営及び内部統制に関する相当程度の知見を有するものでありますので、専門的な視点から取締役の職務執行に対する監督、助言等いただくことを期待して、引き続き選任をお願いするものであります。</p>			
2	いの うえ じ ろう 井 上 二 郎 (1967年4月8日生)	1990年4月 東陶機器株式会社入社 1994年10月 中央監査法人(旧中央青山監査法人)入所 2000年4月 公認会計士開業登録(15541号) 2004年2月 井上二郎公認会計士事務所所長(現任) 2021年7月 当社社外取締役(監査等委員)(現任)	—
<p>【社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要】 過去に直接経営に関与した経験はありませんが公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものでありますので、専門的な視点から取締役の職務執行に対する監督、助言等いただくことを期待して、引き続き選任をお願いするものであります。</p>			

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社の株式数 (株)
3	みなみ しょう さく 南 昌 作 (1972年6月8日生)	2000年4月 御堂筋法律事務所入所 2007年10月 リーガル・ソリューション法律事務所所長 (現任) 2018年8月 国立大学法人神戸大学地域イノベーション・ エコシステム形成プログラム利益相反委員会 学外専門家委員 (現任) 2021年7月 当社社外取締役 (監査等委員) (現任)	—
<p>【社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要】 過去に直接経営に関与した経験はありませんが弁護士の資格を有しており、企業法務及び内部統制に関する相当程度の知見を有するものでありますので、専門的な視点から取締役の職務執行に対する監督、助言等いただくことを期待して、引き続き選任をお願いするものであります。</p>			
4	しら たち なる たか 白 土 成 孝 (1969年2月25日生)	1991年4月 株式会社西日本銀行 (現株式会社西日本 シティ銀行) 入行 2016年5月 同行熊本営業部副営業部長 2016年7月 同行熊本営業部長 2018年7月 同行総務部長 2018年7月 株式会社西日本フィナンシャルホールディン グス 経営企画部付部長 2021年6月 株式会社西日本シティ銀行 執行役員長崎支 店長 2023年4月 同行執行役員本店営業部長兼福岡支店長 2023年6月 同行常務執行役員本店営業部長兼福岡支店長 2025年4月 同行常務執行役員営業企画部・営業支援部 リテール営業部・ローン業務部担当 2025年6月 株式会社西日本フィナンシャルホールディン グス 執行役員 (現任) 2025年6月 株式会社西日本シティ銀行 取締役常務執行 役員 (現任)	—
<p>【社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要】 銀行での職務経験があり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものでありますので、専門的な視点から取締役の職務執行に対する監督、助言等いただくことを期待して、新たに選任をお願いするものであります。</p>			

- (注) 1. 各監査等委員である取締役候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 白土 成孝氏、井上 二郎氏及び南 昌作氏は、社外取締役候補者であります。

3. 当社は社外取締役候補者である井上 二郎氏及び南 昌作氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の賠償責任を法令の定める限度まで限定する契約を締結しております。
当社の社外取締役は、会社法第423条第1項の責任につき、同法第425条第1項に規定する最低責任限度額をもって、損害賠償責任の限度としております。
井上 二郎氏及び南 昌作氏の選任が承認された場合は、両氏との間で当該契約を継続する予定であります。また、白土 成孝氏の選任が承認された場合には、同様の契約を締結する予定であります。
4. 当社は、役員職務の執行にあたり、取締役全員を被保険者として、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険（D&O保険）契約を締結しております。保険料は特約部分も含め会社が全額負担しており、被保険者の実質的な保険料負担はありません。
当該保険契約では、被保険者である役員等がその職務の執行に関し責任を負うこと、又は、当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害について補填することとされています。ただし、法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害は補填されないなど、一定の免責事由があります。各候補者が監査等委員である取締役に選任され、就任した場合には、当該保険契約の被保険者となります。
また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。
5. 白土 成孝氏は、新任の社外取締役候補者であります。
6. 井上 二郎氏及び南 昌作氏につきましては、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し同取引所に届け出ております。なお、両氏の再任が承認された場合には、引き続き独立役員とする予定であります。
7. 井上 二郎氏及び南 昌作氏の社外取締役としての在任期間は、本總會終結の時をもってそれぞれ4年となります。

以 上

株主総会会場ご案内図

会場：ホテルニュープラザ久留米 3階 筑紫の間

〒830-0031 福岡県久留米市六ツ門町16-1

TEL：0942-33-0010

- 西鉄久留米駅より徒歩7分
- 駐車場の台数には限りがございますので、公共交通機関をご利用くださいますようお願いいたします。
- ご出席の株主様へのお土産及び会場でのお茶のご用意はございません。

